

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	高砂市 健康増進事業関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高砂市は、健康増進事業関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

高砂市長

公表日

令和7年2月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業関係事務
②事務の概要	健康増進法の規定に基づき次の事務を行う。 健康増進法第17条第1項に基づく健康増進事業 ・健康手帳の交付 ・健康教育 ・健康相談 ・機能訓練 ・訪問指導 健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業 ・歯周疾患検診 ・骨粗鬆症検診 ・肝炎ウイルス検診 ・特定健康診査非対象者に対する健康診査 ・特定健康診査非対象者に対する保健指導 ・がん検診
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)健康管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号法(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項別表111の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 番号法(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項別表111の項 2 情報照会の根拠 番号法(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項別表111の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	高砂市 健康こども部 健康文化室 健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒676－8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 総務部 総務室 総務課 情報公開担当 TEL 079－443－9068
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒676－8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 健康こども部 健康文化室 健康増進課 TEL 079－443－3936
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月20日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月20日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を受け渡す際は、事前に、パスワードによる保護等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行っている。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月16日	Ⅱしきい値判断項目1対象人数いつの時点の計数か	平成27年2月28日時点	平成29年5月11日時点	事後	
平成29年5月16日	Ⅱしきい値判断項目2取扱者数いつの時点の計数か	平成27年2月28日時点	平成29年5月11日時点	事後	
平成30年5月15日	Ⅱしきい値判断項目1対象人数いつの時点の計数か	平成29年5月11日時点	平成30年5月1日時点	事後	
平成30年5月15日	Ⅱしきい値判断項目2取扱者数いつの時点の計数か	平成29年5月11日時点	平成30年5月1日時点	事後	
令和1年6月18日	I 関連情報②所属長の役職名	健康増進課長 岩本 恵子	健康増進課長	事後	様式変更による
令和1年6月18日	Ⅱしきい値判断項目の時点	平成30年5月1日時点	平成31年5月1日時点	事後	最新情報の時点
令和1年6月18日	Ⅳリスク対策	—	項目新設	事後	様式変更による
令和2年7月22日	Ⅱしきい値判断項目の時点	平成31年5月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	最新情報での時点
令和3年10月1日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署①部署	高砂市 健康文化部 健康市民室 健康増進課	高砂市 健康こども部 健康文化室 健康増進課	事後	機構改革による
令和3年10月1日	I 関連情報7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	高砂市 企画総務部 秘書広報広聴室 情報公開担当	高砂市 総務部 総務室 総務課 情報公開担当	事後	機構改革による
令和3年10月1日	I 関連情報8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒676-0021 兵庫県高砂市高砂町朝日町1丁目2番1号 高砂市 健康文化部 健康市民室 健康増進課	〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 健康こども部 健康文化室 健康増進課	事前	事務所移転による
令和3年10月1日	Ⅱしきい値判断項目の時点	令和2年7月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	最新情報での時点
令和4年3月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 番号連携サーバー（団体内統合宛名システム）	1. 健康管理システム 2. 番号連携サーバー（団体内統合宛名システム） 3. 中間サーバー	事後	番号法別表第二の主務省令改正による変更
令和4年3月10日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	番号法別表第二の主務省令改正による変更
令和4年3月10日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	—	1 情報提供の根拠 （1）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第22条第1項 ・別表第二の102の2の項 （2）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二省令）（平成26年内閣府・総務省令第7号）第50条 2 情報照会の根拠 （1）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第19条第8号 ・別表第二の102の2の項 （2）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二省令）（平成26年内閣府・総務省令第7号） 第50条	事後	番号法別表第二の主務省令改正による変更
令和4年3月10日	Ⅱしきい値判断項目の時点	令和3年4月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	最新情報での時点
令和4年3月10日	Ⅳリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手)[○]接続しない(提供)	[]接続しない(入手)[]接続しない(提供) 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か「十分である」 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か「十分である」	事後	番号法別表第二の主務省令改正による変更
令和4年7月1日	Ⅱしきい値判断項目の時点	令和4年3月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	最新情報での時点
令和5年7月1日	Ⅱしきい値判断項目の時点	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	最新情報での時点

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月27日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表第一の76の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条	1 番号法(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項別表111の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条	事後	最新情報での時点
令和6年12月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	1 情報提供の根拠 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第22条第1項 ・別表第二の102の2の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第50条 2 情報照会の根拠 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号 ・別表第二の102の2の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第50条	1 情報提供の根拠 番号法(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項別表111の項 2 情報照会の根拠 番号法(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項別表111の項	事後	
令和6年12月27日	I 9. 規則第9条第2項の適用	—	(項目新設)	事後	様式変更による
令和6年12月27日	II しい値判断項目の時点	令和5年4月1日時点	令和6年12月20日時点	事後	最新情報での時点
令和6年12月27日	IV 8. 人手を介在させる作業	—	(項目新設)	事後	様式変更による
令和6年12月27日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	(項目新設)	事後	様式変更による